

# 社会福祉法人平成会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員等の報酬等（役員及び評議員等という。）について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

### (理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (役員及び評議員等の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 第1項から第3項の規定にかかわらず、社会福祉法人平成会の職員並びに職員を兼務する役員は適用外とする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合は、本条次項の報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第7条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員の職務証跡)

第9条 役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）等の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改定は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 1月10日から施行する。

改 定 平成29年 6月16日

役員報酬 別表1(日額)

名 称	報 酉	実費弁償費
理事会 出席報酬等	10,000円	実費
評議員会 出席報酬等	10,000円	実費
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	10,000円	実費
苦情対応 第三者委員	10,000円	実費
監事監査 指導報酬等	10,000円	実費
入札等 立合い報酬	10,000円	実費

別表2(日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費

## [備 考]

職員を兼務する役員の報酬は適用外とする。